

## 歴史公文書の利用請求に係る不服申立てがあった場合の諮問機関

機関名		諮問機関	備考
利用請求権を定めている機関	国	公文書管理委員会 (特定歴史公文書等不服審査分科会)	公文書管理法で設置
	鳥取県	情報公開審議会 ※ 公文書管理委員会なし	既存の審議会に対応
	島根県	情報公開審査会 ※ 公文書管理委員会なし	既存の審査会に対応
	香川県	情報公開審査会 ※ 公文書管理委員会なし	既存の審査会に対応
	福岡県	特定歴史公文書利用審査会 ※ 公文書管理委員会なし	既存の審査会に対応 (公文書館設置条例で設置)
	熊本県	行政文書等管理委員会	行政文書等管理条例で設置
検討中の機関	滋賀県	公文書管理・情報公開・個人情報保護 審議会	公文書管理・情報公開・個人情報 保護審議会設置条例
	高知県	公文書管理委員会	公文書管理条例で設置
	山形県 (案)	公文書管理委員会	公文書管理条例で設置